

## 地域研究

# 今後の新規就農支援策のあり方について —かみなか農楽舎の事例から考える—

Examine the Way of Supportive Measures for New Farmers  
— in Case of KAMINAKA-NOGAKUSYA —

竹内 純一\*

- I. かみなか農楽舎の取組内容
- II. かみなか農楽舎の就農定住事業の取組実績
- III. 今後の新規就農支援策のあり方について

福井県若狭町の「かみなか農楽舎」は、「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化」ことを大きな目的として、就農定住事業のための研修事業をメインに据え、その他に①インターン事業、②体験事業、③農業生産事業、④直販事業の5つの事業を行っている。

特に就農定住事業では卒業生が若狭町の基幹的農業者の大半となるなど大きな成果をあげている。

かみなか農楽舎がこのような大きな成果をあげている要因は、①地元農業者（世話人）の全面的な関わり、②地元自治体や県などの行政組織の全面的なバックアップである。加えて、①かみなか農楽舎自体が有限会社として採算性をもって自立経営している点、②民間株式会社である類設計室のノウハウを活用していることも注目される。

かみなか農楽舎の取組は、担い手確保において困難を抱えている土地利用型農業について就農者確保を図るための施策を考える上で大きな示唆を与えてくれるものである。

**キーワード：**就農定住事業、世話人、土地利用型農業、新規就農支援策

---

\*農林水産省北陸農政局福井地域センター

## I. かみなか農楽舎の取組内容

### 1. 福井県若狭町の農業の現状

かみなか農楽舎は2001（平成13）年に福井県（旧）上中町，地元農家，民間企業（類設計室）が共同出資して，福井県若狭町に設立された農業生産法人である。設立当初から，都市からの若者の就農・定住を促進し，地域集落を活性化する就農定住事業に着手し，この事業を主軸に農業生産や加工だけでなく，農業体験事業など多角的な農業経営にも取り組んでいる。

かみなか農楽舎の就農定住事業による新規就農支援の取組内容を紹介するに先立って，かみなか農楽舎がある福井県若狭町の農業の現状を2010年世界農林業センサスから分析すると

- ① 1経営体当たり1.76haの耕地面積で主に水稲を作付けするとともに，特産となっている梅も栽培していること
- ② 65歳以上の基幹的農業者の割合が約8割となっており高齢化が著しいこと
- ③ 45歳未満の基幹的農業者は平均すると約3農業集落に1人いる状況
- ④ 1経営体の販売金額は半数が50万円未満，9割は100～200万円未満であること
- ⑤ 農産物加工や消費者に直接販売する等に取り組む経営体が比較的多く見られるが，大半は梅の加工，販売と考えられる

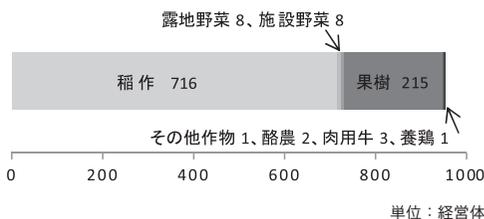
というのが農業の現状である。

梅生産という特異な産地特性はあるものの，荒く見れば，若狭町は，都府県の平均的な農村像を体現している町と言えると思われる。

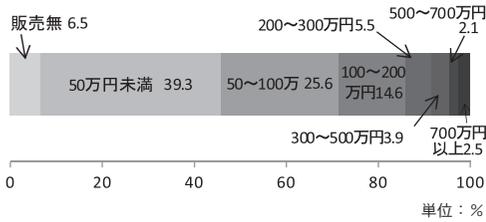
### <2010年世界農林業センサス>

①総土地面積	178km <sup>2</sup>
うち耕地面積	2,130ha (耕地率11.9%)
うち田耕地面	1,730ha (水田率81.2%)
②経営耕地面積	1,829ha
③農業経営体数	1,041
④販売農家数	979
⑤1経営体当たりの経営耕地面積	1.76ha
⑥耕作放棄地	103ha (耕作放棄地率5.3%)
⑦農業集落数	82
⑧農業従事者数	2,716人
うち65歳以上	1,156人 (65歳以上の割合 42.6%)
⑨農業就業人口	1,164人
うち65歳以上	917人 (65歳以上の割合 78.8%)
⑩基幹的農業者数	745人
うち45歳未満	25人
65歳以上	593人 (65歳以上の割合 79.5%)

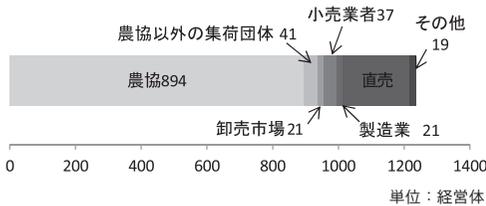
### ⑪農産物販売金額第1位の部門別経営体数



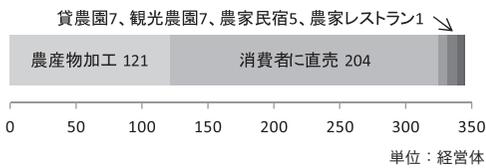
⑫ 農産物販売金額規模別経営体数の割合



⑬ 農産物の出荷先別経営体数



⑭ 農業生産関連事業を行っている経営体数



2. かみなか農楽舎の就農定住事業の取組内容

かみなか農楽舎は、霜中旧上中町長等の地域活性化のためには農地保全と後継者の育成が重要であるとの問題意識から構想されたものである。かみなか農楽舎は、「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを大きな目的として、就農定住事業のための研修事業をメインに据え、その他に①インターンシップ事業、②体験事業、③農業生産事業、④直販事業の5つの事業を行っている。

各事業の内容は以下のとおりである。なお、本稿の目的から、研修事業については詳述するが、他の事業については、簡潔に整理する。

かみなか農楽舎 5つの事業



① 研修事業

ア 研修生の募集

かみなか農楽舎の趣旨・目的を理解し、将来農業を志す都市の若者（20～30歳代）を募集する。応募者は100名程度あるが、この中から10～30名程度選定し、1週間程研修生とともに生活しながら農作業を体験するなかで、農業への熱意や農楽舎で生活していく資質について判断される。そして、農楽舎取締役及び若狭町職員による面接とその後の研修生も参加した話し合いにより3～5名を採用することとしている。

募集要項によると選考基準は、「将来、新規就農または我が社の社員を目指し自主性・協調性・行動力を持った「人材」を求めています。これからの農業を目指そうとされている方や農業を通じて起業しようとしている方で広い視野から挑戦してみたいと考えておられる人に重きをおいています。」となっている。

表1 かみなか農楽舎の研修スケジュール

研修では、実践的な栽培研修から農業経営学習まで、就農・定住に必要な生活指導までを行います。また、若狭町についての学習と地域交流を盛り込んでいます

		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
基本行事		○研修生受け入れ(4月) ○末野地区会合に出席開始	○朝市等への出店開始 ○若狭町のイベントへの参加 ○末野祭り参加(3月)	○次年度の研修生募集開始 (法人説明会、現地見学会等)	○次年度の作付計画 ○2年次の研修、自主栽培計画 ○研修発表会(報告会)
基本の指導	①朝礼・終礼時	○活動記録の指導 (日報・週間計画/活動表) ○日々の農作業手順の話	○活動記録の継続指導 ○麦後の作付計画(作業手順と分担) ○日作業、週作業の話	○活動記録の高度化指導 ○転作計画、春の野菜作付計画 ○加工品のアイデア	○栽培管理記録の整備 ○次年度の作付け計画、経営計画 ○冬の行事、作業
	②若狭町・末野の農業	○気象・霜・霰・土壌/水利/鳥獣害	○日照・風向き ○水田のくせ、畑の注意点	○農地の整備と排水管理	○直販事業、販売事業について ○転作集団化
経営課題		○農業経営の基本 ○活動記録システムの必要性	○稲作の経費構造、経営指標 ○畑作の経費構造、経営指標	○自営農家経営と法人経営 ○農業の市場環境と経営指針	○次年度の法人経営立案 ○年間の活動総括
実践の指導 (主要作物)	①機械運転 農具の使い方	○安全と基本動作 ○田植え機 作付作業	○管理機運転 ○除草・草刈	○コンバイン 収穫作業 ○トラクター 耕起作業	○機械メンテ・点検整備研修 ○大型特殊免許等の習得
	②堆肥・肥料の使い方	○基肥と作目ごとの肥料の使い方	○作目ごとの追肥	○作目ごとの基肥・追肥	○大型ハウス内での軟弱野菜の栽培・出荷
	③農薬の使い方	○なぜ殺虫剤か ○土づくり ○育苗 ○田植え	○混合剤、除草剤の使い方 ○いもち防除 ○害虫防除 ○稲刈り	○低農薬剤 ○乾燥、脱穀	○大型ハウス内での花卉の栽培・出荷
	水稲	○草刈・除草 ○水管理	○草刈 ○水管理	○次年度向けの土づくり	○冬期圃場の起耕・追肥・草刈等管理
	大麦	○穂肥(3月) ○赤カビ防除	○赤カビ防除 ○刈り取り・出荷	○大麦転作田の排水、播種	○露地軟弱野菜の栽培・出荷
	麦後の作付け		○そば、大豆等々播種	○各種収穫 ○収穫後の土づくり	○露地花卉の栽培・出荷
	体験畑での野菜	○野菜播種、苗定植 ○春野菜収穫	○秋野菜播種 ○夏野菜収穫	○秋野菜収穫 ○冬野菜播種	○液肥等ハウス用肥料の製造・販売
	ハウス栽培	○苗作り ○施設もの定植	○トマト等の収穫	○花、軟弱野菜の播種	○麺・味噌加工品の製造販売
	①栽培座学 農楽教室	○水稲栽培 (講師：県支援部等) ○野菜栽培 (講師：県支援部等)	○水稲収穫・販売 (講師：認定農業者等) ○野菜栽培 (講師：若狭物産協会等)	○大麦栽培 (講師：県支援部等) ○果樹・加工 (講師：県支援部、物産協会等)	○物産店販売総括 (講師：物産協会等) ○農業経済と経営 (講師：県支援部等)
	②農業者の座学	○若狭町の農業組織 (講師：町産業課等) ○若狭町の先進農業組織 (講師：認定農業者等)	○若狭町の有機農法取組み (講師：有機農家等) ○循環型社会 (講師：町産業課等)	○認定農家・アグリ等交流会 (講師：県支援部等) ○担い手交流会 (講師：町産業課等)	○農業経営と集落 (講師：県支援部・町産業課等) ○農村公園での加工開発 (講師：県支援部・物産協会等)
③集落行事への参加、加工、直販、交流会	○えびす神社祭り・末野の歴史 (講師：末野区長) ○陶芸須恵野焼の体験 (講師：杉井敬三氏)	○末野八幡神社祭り・運動会等参加	○熊川いっぶく時代村・えびす祭等参加	○健康食品開発 ○麺・味噌加工品の加工開発	
若狭町定住への勉強会	①若狭町の施策	○若狭町の歴史と集落自治 (講師：町文化財保護委員等) ○若狭町の施策・まちづくり (講師：若狭町長等)	○若狭町の観光について (講師：町観光交流課等) ○グリーンツーリズムについて (講師：町観光交流課等)	○地方自治とまちづくり (講師：町三役・地元議員等)	○若狭町の営農計画 (講師：県支援部・町産業課等)
	②日本の農政 都市と農村	○都市の若者と農業・農村の展望 (講師：類型設計室)	○国・県の農業制度と事業 (講師：県支援部等)	○県の農政と先進地事例および交流 (講師：県支援部等)	○新規就農および定住施策 (講師：県農業会議・県支援部・町産業課等)
	③体験学習 ネット事業		○ネット事業の構想 (講師：アグリ・県農業会議研修等)	○まちづくり・活性化事業の展望 (講師：町政策推進課等)	○体験学習と都市交流について

□研修生の受け入れ条件

項目	概要
採用人数	3名程度
奨励金 (選択制)	法人 ⇒ 1年目 5万円/月・2年目 7万円/月 青年就農給付金(準備型) ⇒ 150万円/年×2年間
住宅・食費	研修棟に個室、自己負担月1万円程度
研修期間	半年、1年、2年 短期から長期まで受け入れ
研修地	若狭町末野ほか
休日・休暇	月4～6日 夏季、冬季、年始
保険制度	国民健康保険・年金に加入、傷害保険は法人負担
参考：就農支度金	町内就農の場合、法人より奨励金の6ヵ月分を給付
参考：新規支援	就農時には様々な補助事業を活用

■ 法人の規模

○農業総合公園内に、体験田、畑、ハウス	約1ha
○水稲栽培用の田	約24ha
○転作(大麦、野菜)	約8ha
○その他(果樹、景観作物等)	約2ha



私が指導します！  
ぜひ若狭町に来て下さい

営農担当 下島 栄一



## イ 研修内容

研修期間は2年間。この間、研修生はかみなか農楽舎施設内で寝食をともにする共同生活を送る。農業技術を学ぶだけでなく、農村での暮らし、歴史、文化を学ぶとともに、地元住民との交流を通じて地域の一員となることを目指している。

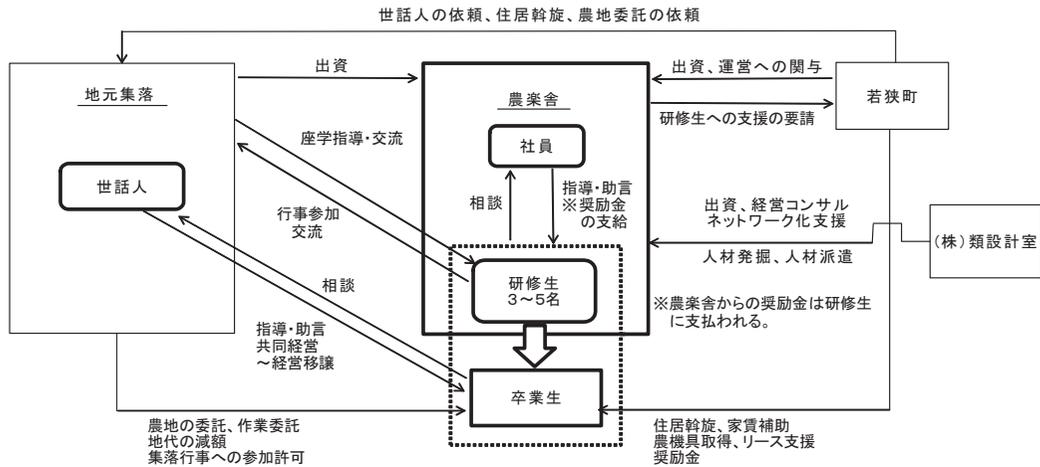
研修内容、スケジュールの詳細は表1のとおりであるが、大きくは農業技術に関する実践指導と座学とに分かれている。

農業技術に関する実践指導は、農楽舎内において社員等が水稻、大麦、そば、大豆及び野菜（ミディトマト、一寸そら豆等）に関して、農業機械運転、農具の使い方、堆肥・肥料の使い方、農薬の使い方、栽培技術等についてマンツーマンで行われる。また、補えない部分については、卒業生や認定農業者などの協力の下に行われる。

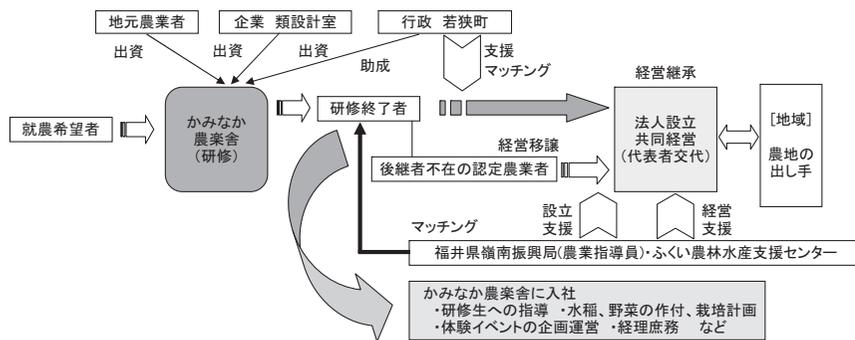
また、座学では、栽培技術に加え、農業簿記（3級を受験）、農業経営事例研究、関西地方の飲食店への飛び込み営業による販路の開拓体験、商品開発、経営企画、広告企画等の就農後経営者として必要となる能力養成も含まれている。この座学に関しては、若狭町職員、町議会議員、JA職員や地域の認定農業者も講師となるが、福井県の嶺南振興局の職員が年間20回程度のオムニバス方式の講義を行っている。漬物、味噌、そばの農産物加工品の製造研修もある。

更に、地域住民代表の区長が神事などの伝統行事や地域の歴史を解説するなど地域社会に対する理解を深める講義もある。

この他、かみなか農楽舎において年間を通じて行われている体験学習事業の来客者の対応も研修の一環としてなされている。

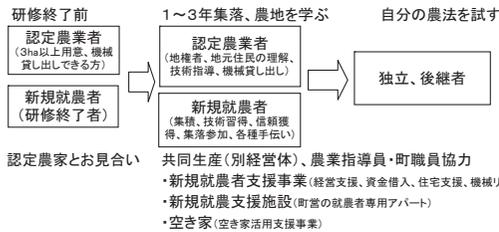


かみなか農楽舎 就農・定住事業の概要

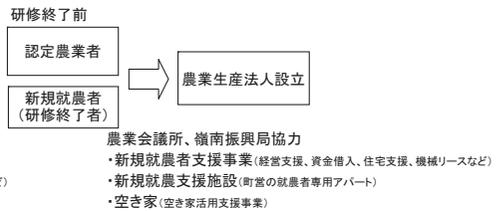


研修終了後の就農の種類

1. 認定農家と共同生産



2. 認定農家と法人設立



3. 家業を継承

・新規就農者支援事業(経営支援、資金借入、機械リースなど)を利用しつつ経営移譲

図1 かみなか農楽舎研修終了後の経営継承・法人入社等イメージ

かみなか農楽舎は、先述のとおり「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化」することを大きな目的としていることから、研修1年目の秋(10

月)に行われる地元認定農業者との交流会を皮切りに町内就農に向けた活動が開始される。2年目の夏(7月)くらいからは、どのような農業(経営面積・作物

など)がしたいのかなどの具体的な面談を行政(県・町)とかみなか農楽舎職員とした上で町内のどの場所で就農することが妥当かなどを話し合い、3ha程度の農地、農業機械、住宅を斡旋するとともに、就農先の集落での世話人を確保し、卒業後スムーズに希望集落で就農できるよう準備を進めている。

世話人は、研修生と地元集落の住民との仲介役を担いつつ、研修生に農業技術や生活についてのアドバイスを行う。また、世話人となる農家は、その後卒業生に経営を移譲する場合や卒業生と共同で農業を営む場合もある。(図1)

これらの研修生に対しては、資金面でも各種の支援が行われている。

2年間の研修期間中はかみなか農楽舎の施設で寝食をとにもすることから、住居費はかからず、食事代として月1万円程度が徴収される。国民健康保険、国民年金には自己加入だが、労災保険は法人負担となっている。奨励金として、1年目には月5万円、2年目には月7万円が支給される。ただし、国の事業である青年就農準備金(準備型)150万円×2年間を受給する場合は、この奨励金は支払われない。就農時には、42万円の就農支度金が支払われる。その他にも表2「新規就農者支援事業一覧」にあるとおり、国の事業に加え、就農初期の経営安定のための奨励金、小農機具等の整備費補助、農機のリース、住宅費の助成に関して県・町の事業及び町単独事業が用意されている。

## ②インターンシップ事業

### ア 受入時期

夏休み(7月下旬~9月中旬)、春休み(3月)、通年(社会人)

### イ 受入対象

大学生3・4回生(長期休み)1・2回生でも可。社会人(20~30代)

### ウ 受入期間

2週間から1カ月程度。ただし、2週間未満の短期インターンシップでも可。

### エ 体験内容

- ・研修生と一緒に、その時期の農作業を実施
- ・農楽舎の施設で、研修生と共同・自炊生活
- ・農楽舎のある末野集落、地域の折々の行事に参加
- ・実施している農業体験事業で、子ども達と一緒に体験作業

### オ 受入方法

- ・大学のインターンシップ派遣先として登録し受け入れ
- ・学部・学科等と個別協定を結び受け入れ
- ・日本農業法人協会を通じて受け入れ

### カ 費用の負担

交通費のみ参加者負担。宿泊費、食費の負担なし。保険加入費必要。

### <参考>

インターンシップの受入数全国8位

## ③体験事業

ア 月1回、週末1泊2日を基本とした通年事業。農を中心に海、山も素材とした体験学習とし、親も子どもも楽しめるプ

表2 新規就農者支援事業一覧

平成25年4月

●新規就農総合支援事業（国による支援制度）

45歳未満の者

事業名	事業内容	区分	助成額	
新規就農者 確保事業	青年就農給付金事業 (準備型)	里親研修等で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円（最大2年間）を支給	－	最大2年間 150万円/年
	青年就農給付金事業 (経営開始型)	年間所得250万円以下の新規就農者に対して年間150万円（最大5年間）を支給	－	最大5年間 150万円/年

※準備型については、研修終了後に就農しない場合等は給付金を返還する。  
 ※経営開始型については、人・農地プランへ位置付けされることが必要である。

●新規就農者支援事業（県・町による支援制度：認定就農者が該当）

45～60歳未満の者

事業名	事業内容	区分	助成額
新規就農者 経営支援事業	研修奨励金	就農初期の経営安定のための奨励金を交付 非農家出身者	1年目 15万円/月
			2年目 10万円/月
	小農具等整備奨励金	経営開始時に必要な小農機具等を整備するための奨励金を交付 非農家出身者	100万円以内×1/2
新規就農者住宅確保支援事業	県外からの新規就農者の住宅費に対しての助成	県外からの新規就農者	家賃(5.3万円以内)×1/2×3ヵ年

※5年以内に離農した場合は奨励金を返還する。

●就農支援資金（無利子でサポート：認定就農者が該当）

60歳未満の者

就農支援資金の概要		貸付条件		
		区分	貸付限度額	償還期間（据置期間）
就農研修資金	国内外先進農家等における研修	青年	15万円×研修期間	20年(9年)以内
	研修カリキュラムに従い、普及指導員等の指導を受けながら実施する研修	青年	200万円	20年(6年)以内
就農準備資金	就農先の調査、住居の移転等に必要な準備経費	青年	200万円	20年(9年)以内
就農施設等資金 (債務保証の対象)	経営開始後5年間 施設・機械購入費、肥料、種苗、農薬等購入費など	青年	3,700万円	12年(5年)以内
		中高年	2,700万円	12年(5年)以内

※区分欄の青年は15歳～40歳未満、中高年は40歳～65歳未満を指します。  
 ※就農施設等資金につき、青年は2,800万円（中高年は1,800万円）を超える部分について、融資率は1/2以内となります。

●新規就農者機械等リース事業（県・町による支援制度：認定就農者が該当）

60歳未満の者

事業対象者	認定就農計画について福井県知事の認定を受けた認定就農者（認定就農者になることが確実な方を含みます）で、就農にあたって必要な研修を受けるなどにより、基本的な技術を習得している方。		
事業内容	コンバイン、パイプハウス等就農計画の実施に必要な機械等を購入に比較して約3分の1の価格でリースします。リース料については月払いとなります。（※原則として連帯保証人が必要です。）		
リース料率	機械等の耐用年数	リース期間	月額リース料率
	4～5年のもの	3年(36ヶ月)	3.42%
	5～7年のもの	4年(48ヶ月)	2.72%
	6～8年のもの	5年(60ヶ月)	2.31%
	7～11年のもの	6年(72ヶ月)	2.03%
	8～13年のもの	7年(84ヶ月)	1.83%
※事業の実施に当たっては市町の承認が必要です。			
事業費	100万円以上（標準金額450万円）		
申請先	社団法人ふくい農林水産支援センター（福井県新規就農相談センター）		

●新規就農者支援事業（町による独自の支援制度）

45歳未満の者

事業名	事業内容	区分	助成額
新規就農者農業法人等経営参画奨励金	農業法人等へ構成員として経営参画する者に奨励金を交付	－	最大3年間 8万円/月
新規就農者農業機械等整備事業補助金	経営開始時に必要な農業機械等を整備するための補助金を交付	町外からの新規就農者	40万円以内×1/2
新規就農者住宅家賃助成金	町外からの新規就農者の住宅費に対して助成金を交付	町外からの新規就農者	家賃(3万円以内)×1/2×3ヵ年

※要件有り

プログラムを提供。

イ 保育所、学校等の団体向けの平日、日帰り体験

ウ 週末・長期休暇に行う単発企画の体験

<参考>

- ・体験事業の参加者は4年連続で2,250人以上をキープ（10年延べ数1万7,000人以上）
- ・遠隔地団体客の体験事業のリピーター率 40%

#### ④農業生産事業

水稲24ha、転作（大麦、そば、大豆）8ha、野菜2ha、ハウス4棟

#### ⑤直販事業

朝市、直売所、出店販売及び都市消費者に対するネットワーク販売

これらのかみなか農楽舎の事業展開について指摘しておく必要があるのは、かみなか農楽舎に2割出資し、3人の役員のうち1名を出している類設計室（+類農園）である。

類設計室は都市計画・地域計画、建築設計・監理等を業務内容とする東京・大阪に本社を置く株式会社であるが、関連会社として有限会社類農園がある。

類農園は「農業が地域を再生し、脱市場社会への核となる」との考え方の下、耕作放棄地などの農地を大規模に引き受け、併せて農業体験のための宿泊施設の建設を進めている。奈良県と三重県に農園がある。奈良農園では高原野菜や奈良県の伝統野菜を生産している。三重農園では30haを超える大規模な水稲を中心に、茶、自然薯等を生産している。また、都市型直売所を設立し、直売所を核として生

産者と消費者のネットワークの拡大と信頼関係を深め、それを脱市場社会の突破口としようとしている。

かみなか農楽舎の平成24年営業報告では、総売上6,614万円、うち農業生産事業5,314万円、研修事業802万円、体験事業498万円、経費6,010万円となっている。若狭町からの年間800万円程度の手厚い支援もあるが、かみなか農楽舎が有限会社として黒字経営となっているのは、類設計室の法人運営、農業体験の企画、市民や学生のネットワーク作りなど、農園運営のノウハウが活かされているところが大きいと考えられる。特に、若狭町の魅力を町外にPRする「広報施策」、「サポーターの組織化」、「体験学習の参加者の募集」、「体験学習の運営体制づくり」、「直販ネットワークづくり」等で類のノウハウが活かされている。町、地元集落、類の3者による半官半民の農業生産法人としての「かみなか農楽舎」は新規就農者の研修と農業体験活動の運営を兼ねた生産法人としては全国初の試みであり、この点は看過できない。

## II. かみなか農楽舎の就農定住事業の取組実績

かみなか農楽舎の研修事業の結果、卒業生34名のうち町内に就農または定住した者は21名となっている。これらの町内就農・定住者の経営作物等の状況は表3のとおりである。概して言えば、就農10年程度を超えれば、10ha以上の規模で経営しており、それぞれの集落で認定農業者等となり、担い手として活躍している様子が窺える。また、既に卒業生全体では、若狭町の農地の1割を超える面積を集積している。更に、2010年センサス

表3 研修終了者の若狭町における新規就農・定住事例等

町内就農・定住者

◎…農楽舎入社 ○…就農 △…家族経営・定住

氏名	年齢	出身		作物(農法)	集積(ha)	就農	法人設立等	備考
A	40	大阪府	12年	水稲、野菜(露地)、加工	25.9	○	H17氣ごころや	認定農業法人
B	41	京都府		水稲、野菜(施設)、加工	8.7	○		認定農業者(施設園芸Gかみなか青ち)
C	34	埼玉県		水稲、野菜(施設)	5.7	○		認定農業者
D	35	大阪府		水稲、農家民泊	11.6	○		認定農業者
E	35	東京都		水稲、野菜(露地)、農家民泊	34.2	○	H18たごころ農園	認定農業法人
F	37	東京都	11年	水稲(有機)、陶芸	3.2	○		
G	33	神奈川県		水稲、野菜(露地)	7.0	○		
H	32	東京都		野菜(露地)		△		平岡氏と夫婦で経営
I	36	東京都	10年	水稲	30.0	○	H18山心ファーム	認定農業法人
J	42	大阪府		水稲(不耕起)、農家民泊	10.6	○		認定農業者
K	31	大阪府		農業体験、自然体験	34.0	◎	H18農楽舎入社	
L	33	千葉県	9年	野菜(露地、施設)		◎	H19農楽舎入社	
M	29	京都府		水稲、野菜(施設)	14.6	○	H19神谷農園	認定農業法人
N	30	大阪府		水稲		◎	H19農楽舎入社	
O	26	福井県	8年	水稲、果樹(梅)	4.7	○		自家の農業を継承
P	37	千葉県		水稲	2.3	○		
Q	27	埼玉県	6年	果樹(梅)	1.5	○		梅農家
R	26	大阪府		野菜(露地、施設)、陶芸		◎	H23農楽舎入社	
S	24	兵庫県	4年	水稲、野菜(露地)		○	H24たごころ農園	認定農業法人
T	24	鳥取県		とうき(露地)	0.5	○		
V	34	東京都	1年	水稲、野菜(露地、施設)		◎	H25農楽舎入社	認定農業法人
					194.5			
若狭町			H17合併	水稲、野菜、梅、梨など	18,266.0			認定農業法人18団体、認定農業者46名、集落営農組織6団体

※卒業生34名のうち21名が町内に定住している。  
町内在住関係家族18戸 46名(平成25年4月現在)

で45歳未満の基幹的農業者が25名であったことと照らし合わせると、かみなか農楽舎卒業生がその大半を占めており、地元出身者による45歳未満の新規就農者はほとんどいないということが分かる。ちなみに、卒業生の属性は年度により異なるものの、脱サラ組が多く、インターンシップ事業に参加した新卒大学生もいる。

就農者は大半が水稲を栽培しているが、野菜との複合経営もみられる。また、中には加工、農家民泊、陶芸に取り組んでいる者もある。

各人の経営については、かなりシビアな考え方をもち、各経営の今後の収益拡大について継続的な模索を続けている。また、卒業生同士や都市や他地域とのネットワークを形成して産直体制を構築する活動もある。

それぞれ、誰にも負けない強いやる気と農業に対する自分の確たる信念をもった若者である。

### Ⅲ. 今後の新規就農支援策のあり方について

全国では、新規参入者の就農時の中心作物は、53%が野菜であり、水稲は13%にすぎない。<sup>1</sup>また、新規に稲作で自営就農した者の年齢構成をみると66%は60歳以上であり、39歳以下は7%にすぎない。<sup>2</sup>

このようななかで、20代30代の若者が水稲を中心とした農業者として都市から移住して経営しているというのは驚きである。

かみなか農楽舎が土地利用型農業においてこのように新規就農と定住に成果を上げている要因は何であろうか。

まず第1にあげられるのが、地元農業者の全面的な関わりである。先述のとおり、かみなか農楽舎は地元集落で就農することを目標・成果としている。したがって、農業経営者として自立できるように農業技術や経営ノウハウを実践的なプログラムの下に習得させているが、なんと言っても、地元農家が務める世話人の役割は大きい。世話人が将来的に卒業生に経営を移譲することを前提に卒業生と共同で農業を営むこととなっている点は非常に効果的であり、就農・定住が成功している秘訣ではないかと思われる。水稻を中心とする経営を行う上で必須となる水田、農業機械という生産手段があることは、土地利用型農業を新規に始める上では願ってもないことである。もちろん、世話人としては、自身の子供、親類ではなく、都会から落下傘でやってきた当初は見ず知らずの若者に経営を引き継ぐというわけであるから、そうそう簡単なことではない。そのための工夫もなされている。

工夫としては、そのような地元農家の経営を引き継げるような若者かどうかを慎重に吟味していることである。応募段階では100名程度あるが、最終的に研修生として採用されるのは3～5名程度である。最初から少数精鋭を選び出し地元農家等がマンツーマンで指導、助言して確実に人材を育てていくといういわば我が子を育てていくがごときシステムをとっている。このようなやり方は特に土地利用型農業では必要なことである。土地利用型農業では、農業集落の農地が必要であり、水利用などでは農業集落全体の決まり事ややり方と協調して農業を営む必要があるからである。

第2に、地元自治体や県などの行政組織の

全面的なバックアップがある。そもそもかみなか農楽舎というような都市の若者を研修生として受け入れて、就農・定住してもらおうという発想を持ち、施設を建設し運営していくということを若狭町が企画、実行したこと自体賞賛すべきことである。森下町長等の郷土に対する思いやリーダーシップがあって初めて実現した事業と言える。また、奨励金や農機具の取得、住宅などの面で継続的に予算措置がなされている点も心強い。さらに、県も出先機関の普及員等が講師となるなど関係機関が一体となって運営に関わっているという点も評価できる。

第3に、かみなか農楽舎は就農定住事業を主軸としているが、かみなか農楽舎自体が有有限会社として、採算性をもって自立経営をしている点も注目される。新規農業者を育成する機関としては、既存のものとしては、農業高校、県の農業大学校がある。こうした機関は県予算によって運営される組織であり、独立採算組織ではない。<sup>3</sup>

しかしながら、かみなか農楽舎は半官半民の有限会社である生産法人として独立採算組織となっている。かみなか農楽舎自体が水稻等を生産販売する他、体験事業等から収益をあげ組織自体の維持・運営に公費を要していない。若狭町からは、800万円程度支出されているが、それは研修生への奨励金等に充てられている。

このような独立採算組織として運営できていることについては、先述した民間株式会社である類設計室のノウハウを活かしていることも再度記しておく。

もっとも、かみなか農楽舎における就農・定住事業は、あくまで水稻を主要作物とする

土地利用型農業を地元集落で今後とも継続して営んでいけることを前提とした仕組みである。個々の就農者の収益強化という点では、園芸作物等のより収益性の高い作物の生産や6次産業化の取組などの点では必ずしも十分ではないと思われる。また、個々の就農者の経営にとどまらず、個々の就農者や加工業者などとのネットワーク、連携により地域全体での農業収益を増やす新たな取組、特に若狭町では梅が特産であることから、この梅をからめた地域全体の新たな仕掛けや仕組みが考えられても良いと思われる。例えば高知県の馬路村のゆずを核としたブランド商品を開発して地域全体で売り出していくといった取組に発展していくことも考えられて良いと思う。

いずれにしても、他地域で就農・定住事業をはじめる場合には、特に土地利用型農業の場合は、このかみなか農楽舎の仕組みは大いに参考になる。個々の新規就農者について、

- ① 倫理観、哲学、使命感等の農業経営者としての基礎となる能力である「人間力」
- ② 農業者に求められる知識、技術に裏付けられた地域農業の実践力である「農業力」
- ③ 経営者に求められる知識、技術に裏付けられた判断力及び決断力である「経営力」
- ④ 農業経営を取り巻く社会への適応力及び変革力である「社会力」

を備えた人材育成を図ることは重要である。

これに加えて、同時に地域の農業をどうするのか、どのような農業者又は農業生産・販売組織を育てていくのかといったビジョンの下に仕組みの検討が行われるべきものと考えらる。

最後に、現在農林水産省において講じられている新規就農支援施策について若干の提案

をしたい。平成24年度、農林水産省において講じられている新規就農支援施策は、図2のとおりとなっている。就農準備段階では、

- ① 新規就農を目指す者が農業技術の研修中に年間150万円を最長2年間給付する青年就農給付金（準備型）
- ② 就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する地域の農業経営者育成の中核教育機関（県農業者大学校等）が教育改善計画の策定を行ったり、一般社団法人アグリフューチャー・ジャパンとの連携の下実施する取組経費の一部を補助する技術習得支援事業

が新規就農総合支援事業のなかで実施されている。

研修実施機関に対する支援として農の雇用事業があるが、就農開始後であり、就農準備段階では講じられていない。就農開始前の研修生に対する支援に加えて、研修実施機関である法人に対する研修経費を助成することも考えられる。かみなか農楽舎でも職員が生産活動に追われつつも研修生に対して農業技術指導に当たっているし、地域の農業者がマンツーマンで指導している。また、就農に当たっても、世話人となる農家とのマッチングや世話人の諸活動等実際には様々な経費がかかっている。卒業後の経営が不安定な時期の支援としては青年就農給付金（経営開始型）が用意されているものの、自ら販路開拓や新商品の開発を行う場合、かみなか農楽舎では、卒業生同士のネットワーク等が活用されているようであるが、広い視野や違った視点から相談にのるコンサルタントのような者がサポートする体制があればよりスムーズに経営を

○青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、新規就農者数を倍増させるため、平成24年度から、就農前後の所得を確保する給付金の給付、法人雇用就農の促進、農業経営者教育の強化等を総合的に実施。

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
所得の確保	<b>青年就農給付金(準備型)</b> ・農業技術の研修中に、年間150万円を最長2年間給付	(法人正職員として最低賃金以上を確保) <b>農の雇用事業</b> 研修経費として、年間最大120万円を助成(最長2年間)	<b>青年就農給付金 経営開始型)</b> ・農業を始めて間もない時期に、年間150万円を最長5年間給付	
技術の習得	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成(技術習得支援事業)</b> ・就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する農業経営者教育機関等に対する支援			※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象
機械・施設の導入			<b>戸別所得補償制度</b> 就農支援資金 無利子) 経営者育成支援事業	スーパーL資金 経営者育成支援事業
農地の確保 就農相談	就農しようとする市町村等とよく相談し、 ・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらう などの事前準備を支援		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	

が新規就農総合支援事業で実施する内容

図2 平成24年度から新しく始まった新規就農支援施策の全体像

安定化できるのではないが、こうしたソフト経費に対する助成も考えられる。

また、研修施設の建設や農地、機械の取得等についてのハード支援も考えられる。

ただし、

- ① 現在及び将来の地域の農業や活性化に対する思い、熱意を下にした関係行政機関、地域住民、民間企業が一体となった手作りの取組がベースにあるべきであり、単に形を整え、公費を投入すれば自動的に就農・定住が実現するというものではないこと
- ② どのような農業者として就農させるのか、土地利用型農業か施設型農業か畜産酪農なのか、また、地域の実情によって研修内容や就農支援の方法は異なること
- ③ 新規就農者を確実に排出・定着させる仕組みが構築されているのか、新規就農者が自立経営できる仕組みや内容に対する支援

となっているか

などに留意し、支援事業の検討、構築及び実施に当たる必要があると考える。

その意味で、かみなか農楽舎が地域全体の思いをベースに独立採算で研修事業を主軸としつつ事業を実施し、成果をあげていることに改めて敬意を表したい。

注)

- 1 新規就農者(新規参入者)の就農実態に関する調査結果(平成23年3月全国新規就農相談センター)
- 2 農林水産省統計部「21年新規就農者調査及び2005年農林業センサス(組替集計)
- 3 民間の研修機関としては、鱈淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園、中国四国酪農大学校等がある。